

熊野町議会議長交際費支出基準

平成24年2月29日 決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、議会の円滑な運営を図るため、熊野町議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表して行う外部との交際、交渉等に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準について、必要な事項を定めるものとする。

(支出範囲)

第2条 交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、金額は社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

(支出項目)

第3条 交際費の支出項目、内容及び支出額は、次とおりとする。

| 支出項目 | 内 容 | 支 出 額 |
|------|-----------------------------------|---|
| 会 費 | 各種団体等が行う総会、懇親会、大会等の参加にかかる経費 | 会費の明示があるものは、その金額。明示がない場合は、原則1万円以内とする。 |
| 慶 祝 | 祝賀会、記念式典等のお祝い等にかかる経費 | 会費の明示があるものは、その金額。明示がない場合は、原則1万円以内とする。 |
| 贊 助 | 公共的団体、関係団体等の主催する行事又は社会福祉事業等にかかる経費 | 1万円以内とする。 |
| 弔 慰 | 葬儀における生花、供物、香典支出にかかる経費 | 別表のとおりとする。 |
| 接 遇 | 他の地方公共団体、各種団体等との接遇にかかる経費 | 社会通念上妥当と認められる額とする。 |
| 見 舞 | 病気、災害及び事故等の見舞いにかかる経費 | 2万円以内とする。ただし、見舞金の支出については、10日以上入院の場合に限る。 |
| その他 | 議会運営上、議長が支出することが適当と認められる経費 | 社会通念上妥当と認められる額とする。 |

(見直し)

第4条 議長は、交際費の支出内容や金額が常に社会通念に沿うとともに、町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、議長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の議長交際費から適用する。

別表(第3条関係)

| 対象者 | | 金額 | | |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|-----|
| 対象者 | 現職又は前・元職 | 本人又は親族の別 | 香典 | 生花 |
| 町議会議員 | 現職 | 本人 | 20,000 円 | 相当額 |
| | | 親族 | 10,000 円 | |
| | 前・元職 | 本人 | 10,000 円 | |
| 町長・副町長・教育長 | 現職 | 本人 | 30,000 円 | 相当額 |
| | | 親族 | 10,000 円 | |
| | 前・元職 | 本人 | 10,000 円 | |
| 国会議員・県議会議員 | 適宜対応 | | | |
| 県知事、副知事、県教育長、県内市町村長、県内副市長村長、県内市町村教育長 | 適宜対応 | | | |
| 町政に関わりのあるその他の者 | 適宜対応 | | | |

備考

- 1 親族とは、配偶者、実父母及び同居の子とする。